

**県内水力をはじめとする再生可能エネルギーの地産地消を目的とした
官民連携スキーム立案業務委託仕様書（案）**

1 趣旨

- ・ 本県の水力発電は、国内有数の規模と安定性を備えた再生可能エネルギーであり、極めて高い価値を有している。本県においては、半導体製造拠点への大型投資や大規模なデータセンター建設計画が発表されており、今後ますます電力需要の拡大が見込まれる。
- ・ また、半導体・データセンター分野におけるさらなる投資を呼び込むためには、事業に必要な電力をクリーンエネルギーで安定的に賄えるかが極めて重要な鍵を握っており、本県の水力発電は強力なインセンティブとなり得る。
- ・ こうした中、近年、全国の複数の自治体において、多様な手法を用いて再生可能エネルギーの価値を地域で活用しようとする新たな試みも出てきていることもふまえ、富山県内における再生可能エネルギーの活用について、多角的な視点から整理・検討を進めていくこととしている。
- ・ そこで、本県においてエネルギーの地産地消の取組みをさらに加速させていくにあたり、全国の先進事例等もふまつつ、本県の水力発電をはじめとする再生可能エネルギーが有する強みを生かした官民連携スキームのアイデアの提案を求めるもの。

2 委託事業名

県内水力をはじめとする再生可能エネルギーの地産地消を目的とした官民連携スキームの立案業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

4 委託業務の内容

次の（１）及び（２）の業務を実施する。

（１）官民連携スキーム等の立案業務

- ・ 県内の水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの地産地消を図るため、富山県（企業局を含む）と民間企業等による官民連携スキームについて、全国の先進事例の状況や事業性の検証結果などもふまえ、立案すること。
- ・ 官民連携スキームに関する需給面や法制面、実務面の課題その他の諸課題を洗い出し、解決に向けた方向性を示すこと。

上記のほか、本業務の目的に沿った効果的な内容であれば、本仕様書案に記載がない事項についても、新たな提案を妨げない。この場合において、本委託業務として実施する事項と委託料上限額の対象外として提案する事項を区分し、内容及び必要経費を明示すること。委託料上限額の対象外として提案する事項は本委託契約に含まれず、その実施について県が採択又は実施を約束するものではない。

（２）業務完了報告書の作成

上記（１）の内容を取りまとめ、業務完了報告書を作成すること。なお、令和9年1月上旬めに中間報告を行うこと。

5 成果物の提出

本業務の成果物を次表のとおり富山県商工労働部成長産業推進室エネルギー政策課まで提出すること。

区分	数量	提出期限
業務完了報告書（紙媒体）	1 部	令和9年1月29日
本業務で作成した資料等の全ての電子データを 収納した電子記録媒体（DVD-R など）	1 枚	令和9年1月29日

※ 電子記録媒体に収納する電子データは、Microsoft 社 Word、Excel、PowerPoint 等の編集可能な形式と、PDF 形式の2種類とする。また、電子記録媒体の表面には、委託業務名を付記する。

6 その他

（1）守秘義務

- ・ 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（2）再委託

- ・ 受注者は、本業務の全てを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、次号の定めに従い、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- ・ 受注者は、再委託をする場合は、再委託の相手（以下「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性および必要性、再委託先の履行能力等について書面をもって説明し、再委託に先立って発注者の書面による承認を得なければならない。
- ・ 受注者は、前項により再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程および結果に対して、本業務の受注者としての責任を負うものとする。

（3）協議・打合せ

- ・ 本業務の実施に当たり、業務全体の工程や進め方等について、随時、県と情報を共有し、打合せを行う

（4）証拠書類の整理・保存

- ・ 業務の実施に当たり、事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払いを証明する書類等）を他の経理と明確に区分して管理し、その内容を明らかにしておくこと。
- ・ 事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類を、本業務委託年度の終了後、5年間保存しておくこと。
- ・ 受注者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。

（5）著作権等の扱い

- ・ 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ・ 本業務で調査・検討した報告書の内容（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則としてすべて発注者に帰属すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、当該権利を非独占的に使用できることとする。

（6）本仕様書に定めのない事項等

- ・ 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。